

地下鉄二十四軒駐車場

電気室保安管理保守業務委託仕様書

本仕様書は、地下鉄二十四軒駐車場電気室保安管理保守の委託業務に適用するものである。

1 業務名

地下鉄二十四軒駐車場電気室保安管理保守業務

2 業務履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務履行場所

地下鉄二十四軒駐車場

札幌市西区二十四軒1条5丁目（地下）

4 業務内容

地下鉄二十四軒駐車場における、自家用電気工作物の保安確保及び現地対応業務を別に定める保安規定により、電気事業法第43条及び同法施行規則第52条に基づき、経済産業省に対する諸手続きを行い、電気主任技術者が以下の(1)～(3)の業務を行うこと。

(1) 月次点検および年次点検

別に定める保安規定の別表における点検・測定試験基準に基づき、主として運転中の施設の点検を毎月1回行うこと。

また、年1回の年次点検についても、あわせて行うこと。

(2) 臨時点検

異常の発生または発生の恐れがある場合は、必要に応じその原因を調査するために特別な点検を行うこと。

(3) 精密点検

別に定める保安規定の別表における点検・測定基準に基づき、施設を全面停止し精密点検を年1回行うものとする。なお、同点検は駐車場の営業時間外に行うこと。

5 業務実施報告書の作成および報告

- (1) 受託者は、当該業務に係る業務実施報告書を毎月作成し、当月分の業務実施状況について翌月 10 日までに札幌市交通局へ報告書を提出すること。
- (2) 受託者は、電気事故およびその他電気工作物に異常が発生した場合、もしくは、発生する恐れがある場合は、委託者へ報告するものとし、委託者が契約している電力会社への通報等により適切な処置を講じるものとする。また、駐車場の営業に支障をきたす場合等、必要に応じて二十四軒駐車場管理業務受託者へ報告すること。

6 損害賠償の義務

受託者は、当該業務において札幌市交通局及び二十四軒駐車場管理業務受託者の施設、物品等、及び駐車車両等に損害を与えた場合は、受託者の責により賠償すること。

7 業務日、業務時間

当該業務の実施日時は、あらかじめ札幌市交通局及び二十四軒駐車場管理業務受託者へ連絡のうえ、了承を得てから実施すること。ただし、異常の発生または発生の恐れがある場合において、臨時点検を行う必要が生じたときについては、ただちに措置を講じること。

8 委託費支払方法

年 12 回、毎月の均等払いとする。1 円未満の端数が生じた場合は、その初回に支払うものとする。

なお、当月分の請求書は翌月 10 日までに札幌市交通局まで提出すること。

9 その他

この仕様書に定めのない事項および不明な点などが発生した場合は、札幌市交通局及び二十四軒駐車場管理業務受託者と協議のうえ対応するものとする。

保 安 規 定

平成 17年 4 月 1 日制定

供 給 者	北海道電力(株) 札幌西支社				
設 置 者	住 所 札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号				
	名 称 札幌市交通事業管理者				
	(役職名)		(氏 名)		
	代表者	交通局長 の氏名			
事 業 場	名 称 地下鉄二十四軒駐車場				
	所在地 札幌市西区二十四軒1条5丁目				
	業 種 公共施設				
電 気 工 作 物 の 概 要	需要設備 最大電力 138KW 受電電圧 6.6KV 供給発電所の名称 北電(株) 二十四軒変電所 北電柱 41. 42. 75. 85. 36. 45 非常用予備発電装置 容量 0 KVA 電圧 0 KV 発電所 0 KW 電圧 0 KV 周波数 0 HZ				
主任技術者	(第 3 種電気主任技術者免状) (会社名) (氏 名)				
主 遮 断 装 置 等	施設場所の方式 キュービクル				
	主遮断装置の形式 C, B				
	種 類	電 圧	電 流	遮断容量	遮断時間
	VCB	7.2KV	600A	150MVA	3サイクル

保 安 規 定

目 次

第 1 章 総 則	
第 1 条	目 的 1
第 2 条	効 力 1
第 3 条	細則の制定 1
第 4 条	規定等の改正 1
第 5 条	電気管理技術者 1
第 2 章 保安業務の運営管理体制	
第 6 条	保安業務の監督 1
第 7 条	設置者の義務 1
第 8 条	従業者の義務 2
第 3 章 保 安 教 育	
第 9 条	保安教育 2
第 10 条	保安に関する訓練 2
第 4 章 工事の計画及び実施	
第 11 条	工事計画 2
第 12 条	工事の実施 2
第 5 章 保 守	
第 13 条	巡視・点検・測定等 2
第 14 条	同 上 3
第 15 条	事故の再発防止 3
第 6 章 運 転 又 は 操 作	
第 16 条	運転又は操作 3
第 17 条	発電所の長期間の運転停止 3
第 18 条	発電所の運転開始 3
第 7 章 災 害 対 策	
第 19 条	災害体制 4
第 20 条	同 上 4

第 8 章 記 録

第 2 1 条 記 録 4

第 9 章 責 任 の 分 界 点

第 2 2 条 責任の分界点 4

第 2 3 条 需要設備及び発電所の構内 4

第 1 0 章 整 備 そ の 他

第 2 4 条 危険の表示 4

第 2 5 条 測定器具類の整備 5

第 2 6 条 設計図書類の整備 5

第 2 7 条 手続書類等の整備 5

別図第 1 組 織 図 (別紙添付)

別図第 2 単線結線図 (別紙添付)

別図第 3 需要設備及び発電所の構内図 (別紙添付)

別 表 点検・試験実施基準 6

第 1 章 総 則

《目 的》

第1条 札幌市交通局地下鉄二十四軒駐車場（以下「当所」という。）における電気工作物の工事、維持及び運用を確保するため、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という）第42第1項の規定に基づきこの規定を定める。

《効 力》

第2条 当所の経営者及び従業者は、法令及びこの規定を遵守するものとする。

《細則の制定》

第3条 この規定を実施するため必要と認めた場合には、別に細則を制定するものとする。

《規定等の改正》

第4条 この規定の改正又は前条にある細則の制定又は改正にあたっては、電気管理技術者と協議のうえ立案し、これを決定するものとする。

《電気管理技術者》

第5条 当所の電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安監督業務のうち電気管理技術者の行う業務については、当事者間の契約によって定めるものとする。

2 前項の契約に定める事項は、この規定の定めるところによるもののほか、次の各号について定めておくものとする。

- 一 契約の解除
- 二 出動する回数
- 三 1回の出動時間
- 四 電気管理技術者の所在及び連絡方法

第 2 章 保安業務の運営管理体制

《保安業務の監督》

第6条 電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安業務の執行は、交通事業管理者が統括管理し、電気管理技術者は別図第1のとおり配置して、その監督にあたらせるものとする。

2 電気管理技術者と連絡し、ならびに常時電気工作物の取扱を担当する者（以下「連絡責任者」という。）また、発電所については運転取扱者をあらかじめ指名しておくものとする。

《設置者の義務》

第7条 電気工作物に係る保安上の重要な事項の決定又は実施にあたっては、電気管理技術者の意見を求めるものとする。

2 電気管理技術者が電気工作物に係る保安に関して行う意見を尊重するものとする。

3 法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に関係のある場合には、電気管理技術者と協議のうえ立案し、決定するものとする。

4 所管官庁が法令に基づいて行う検査には電気管理技術者を立ち合わせるものとする。

《従事者の義務》

第8条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、電気管理技術者がその保安のために指導を受けるものとする。

第 3 章 保 安 教 育

《保 安 教 育》

第9条 電気管理技術者の意見を尊重して、電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し、電気工作物の保安に関する必要な事項について教育を行うものとする。

《保安に関する訓練》

第10条 電気管理技術者の意見を尊重して、電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し、災害その他電気事故が発生した場合の措置について、必要に応じ演習訓練を行うものとする。

第 4 章 工 事 計 画 及 び 実 施

《工 事 計 画》

第11条 電気工作物の設置、改造等の工事計画を立案するにあたっては、保安に関し電気管理技術者の意見を求めるものとする。

2 電気工作物の安全な運用を確保するために電気工作物の修繕工事及び改良工事（以下「補修工事」という。）の計画は電気技術者と協議のうえ立案するものとする。

《工事の実施》

第12条 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、電気管理技術者の監督を受けてこれを施工するものとする。

2 電気工作物に関する工事を他の者に請負わせる場合には、常に責任の所在を明らかにし、完成した場合には電気管理技術者の検査を受け、保安上支障のないことを確認して引取るものとする。

第 5 章 保 守

《巡視、点検、測定等》

第13条 電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安のための巡視、点検、測定試験は、電気管理技術者が定めた基準に従い行うものとする。

2 電気工作物の工事、維持及び運用に関する巡視、点検、測定試験の年度実施計

画を作成するにあたっては、電気管理技術者と協議するものとする。

第14条 巡視、点検、測定試験の結果、法令に定める技術基準に適合していない事項が判明したときは、その使用を一時停止し、もしくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

《事故の再発防止》

第15条 事故その他異常が発生した場合には、連絡責任者は直ちに電気管理技術者との連絡をとり、必要に応じ、電気管理技術者の精密検査を受け、原因を究明し、再発防止に遺憾のないよう措置するものとする。

第 6 章 運 転 又 は 操 作

《運転又は操作》

第16条 電気管理技術者と協議のうえ平常時及び事故その他異常時における発電所及び受電用遮断器、開閉器その他の機器の操作順序及び運転方法について定めておくものとする。

2 連絡責任者又は従事者、発電所の運転取扱者は、事故その他異常が発生した場合には、あらかじめ定められた事故の軽重の区分に従い、電気管理技術者その他の関係先に迅速に報告もしくは連絡し、又は指導を受け、適切な応急処置をとるものとする。

3 前項の報告もしくは連絡すべき事項並びに経路は、発電所もしくは受電室その他みやすい場所に掲示しておかなければならない。

4 取扱者は受電用遮断器の操作にあたっては、必要に応じて関係電気事業者の事業所と連絡して行うものとする。

5 発電所にあつては、発電機の運転操作は、運転取扱者が行うものとする。

《発電所の長期間の運転停止》

第17条 発電所を相当期間停止する場合は、次の各号により設備の保全をはかるものとする。

1 電動機その他主要機器の手入れを行い、必要な箇所に防塵、防錆、防湿対策を行う。

2 燃料タンク、燃料配管等からの漏油の有無の点検を確実にし、災害発生を未然防止する。

3 休止により相当期間停止する場合は、前項のほか、休止整備と運転整備との区分を明確にし、連系部分は分割するものとする。

《発電所の運転開始》

第18条 発電所を相当期間停止後、運転を開始する場合は、所定の点検を行うほか、必要に応じて試運転を行って保安の確保に万全を期するものとする。

第 7 章 災 害 対 策

《防 災 体 制》

第 19 条 非常災害その他の災害に備えて電気工作物の保安を確保するタメニ、電気管理技術者と協議のうえ適切な処置をとることができる体制をあらかじめ整備しておくものとする。

第 20 条 連絡責任者は、非常災害時において迅速に電気管理技術者に連絡し、その指導を受けるものとする。

2 連絡責任者は、災害等の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに送電を停止することができるものとする。

第 8 章 記 録

第 21 条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は別に定めるところにより記録し、これを 3 年間保存するものとする。

注・① 巡視、点検、測定記録

② 電気事故記録

2 主要電気機器の補修記録は別に定める設備台帳により記録し 15 年間保存するものとする。

第 9 章 責 任 の 分 界 点

《責任の分界点》

第 22 条 北海道電力株式会社の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、需給地点に施設したキューピクル区分開閉器の電源側接続点

《需要設備及び発電所の構内》

第 23 条 需要設備及び発電所の構内は別図のとおりとする。

2 需要設備と発電所の分界は別図のとおりとする。

第 10 章 整 備 そ の 他

《危険の表示》

第 24 条 受電室、発電所その他高圧電気工作物が設置されている場所等であつて、危険のおそれのあるところには、人の注意を喚起するよう表示を設けるものとする。

《測定器具類の整備》

第25条 電気工作物の保安上必要とする測定器類を設備し、連絡責任者においてこれを適正に保管するものとする。

《設計書類等の整備》

第26条 電気工作物に関する設計図、仕様書、取扱説明書等については、連絡責任者において15年間整備保存するものとする。

《手続書類等の整備》

第27条 関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図その他主要文書についてはその写しを最高管理者において永久保存するものとする。

以 上

点検・試験の項目及び種別の説明

A 点検試験項目

1. 外観点検 ～ 電気を遮断しない状態において、はしご、その他の器具を用いないで到達できる範囲内で最も見やすい箇所から、目視（必要に応じ簡単な携帯用計器の使用を含む）などにより電気工作物を点検することをいう。
2. 観察点検 ～ 電源を遮断した状態において容易に到達できる範囲内で最も見やすい箇所から、目視などのほか触手により電気工作物（必要に応じて電気機器の内部）を点検することをいう。
ただし、柱上設備など高所に設置され、触手かることができない電気工作物については、必要に応じて双眼鏡を用いて点検する。
3. その他 ～ ※を付した試験は、停電範囲、その他の理由によって延期することができる。

B 点検試験の種別

1. 月次点検 ～ 主として運転中の施設を点検することをいい、毎月1回以上行う。
2. 年次点検 ～ 主として施設の運転を中止して点検することをいい、毎年1回行う。
3. 年次試験 ～ 施設の運転を停止して各機器の試験測定を行うことをいい、必要に応じ、1～5年ごとに行う。
4. 臨時試験点検 ～ 電気事故が発生した場合若しくは発生のおそれのある場合等必要に応じて特別に試験、点検を行う。

別 表

点 検 ・ 試 験 実 施 基 準

	電 気 工 作 物	点 検 試 験 項 目	点 検 試 験 の 種 類				
			月次 点検	年次 点検	年次 試験	周期	臨時試験 点検
需 要 設 備	責任分界となる開閉器 引込線 電線及び支持物 ケーブル	外観点検 観察点検 絶縁抵抗試験※ 動作試験※	○	○	○	1年 1年	電氣事故が発生した場合若しくは発生のおそれのある場合等必要に応じて特別に試験・点検を行う。
	断 路 器 高 圧 開 閉 器	外観点検 観察点検 絶縁抵抗試験 動作試験 絶縁油試験	○	○	○	1年 1年 5年	
	操 作 用 及 び 非 常 用 蓄 電 池	液量点検 電圧試験 比重液温試験	○	○	○	1年 1年	
	母 線 計 器 用 変 成 器 避 雷 器 電 力 用 コ ン デ ン サ ー 断 路 器	外観点検 観察点検 絶縁抵抗試験	○	○	○	1年	
	変 圧 器	外観点検 観察点検 絶縁抵抗試験 絶縁油試験	○	○	○	1年 5年	
	受配電盤及び制御回路	電圧電流記録 外観点検 観察点検 絶縁抵抗試験 継電器動作試験 継電器特性試験※	○	○	○	1年 1年 3年	
	接 地 装 置	外観点検 観察点検 接地抵抗試験※	○	○	○	1年	
	電氣使用場所の設備全般	外観点検 観察点検 絶縁抵抗試験 接地抵抗試験	○	○	○	1年 1年	
	非 常 用 予 備 発 電 装 置	外観点検 観察点検 絶縁抵抗試験 接地抵抗試験 作動試験 機能試験	○	○	○	1年 1年	
建物及びキューピクル	—	○	○				

	電 気 工 作 物	点 検 試 験 項 目	点 検 試 験 の 種 類				
			月次 点検	年次 点検	年次 試験	周期	臨時試 験点検
発 電 所	原動機	外 観 点 検 観 察 点 検 起 動 試 験	○	○	○	1年	電 気 事 故 が 発 生 し た 場 合 若 し く は 発 生 の お そ れ の あ る 場 合 等 必 要 に 応 じ て 特 別 に 試 験 ・ 点 検 を 行 う 。
	発 電 機	外 観 点 検 観 察 点 検 絶 縁 抵 抗 試 験 接 地 抵 抗 試 験	○	○	○	1年 1年	
	断 路 器 開 閉 器	外 観 点 検 観 察 点 検 絶 縁 抵 抗 試 験 絶 縁 油 試 験 動 作 試 験	○	○	○	1年 5年 1年	
	母 線 計 器 用 変 成 器 避 雷 器 電 力 用 コ ン デ ン サ ー 断 路 器	外 観 点 検 観 察 点 検 絶 縁 抵 抗 試 験	○	○	○	1年	
	変 圧 器	外 観 点 検 観 察 点 検 絶 縁 抵 抗 試 験 絶 縁 油 試 験	○	○	○	1年 5年	
	配 電 盤 及 び 制 御 回 路	外 観 点 検 観 察 点 検 絶 縁 抵 抗 試 験 継 電 器 動 作 試 験 継 電 器 特 性 試 験 ※	○	○	○	1年 1年 3年	
	接 地 装 置	外 観 点 検 観 察 点 検 接 地 抵 抗 試 験 ※	○	○	○	1年	

積 算 書

1 業務名
地下鉄二十四軒駐車場電気室保安管理保守業務

2 積算額
円 (税込)

3 積算内訳

項 目	単 価	数 量	人 工	金 額	
直接人件費 (保全技師 I)					
直接人件費 (保全技師 I) (深夜)					
直接人件費 (保全技師補)					
直接人件費 (保全技師補) (深夜)					
直接人件費 (合計)					A
直接物品費					B
直接業務費 (A+B)					C
業務管理費					D
業務原価 (C+D)					E
一般管理費					F
年額委託料 (E+F)					G
再計 (100円未満切捨て)					
消費税相当額 (10%)					
合計					